

2016年3月19日

公認心理師法カリキュラム作成に際しての要望書

公益社団法人日本精神神経学会
理事長 武田 雅俊

謹啓

平素、私ども日本精神神経学会（以下、本学会）の活動にご理解ご支援をいただき、まことに有難うございます。

本学会は、日本の精神医学・医療・保健・福祉（以下、精神科医療）に関連する重要事項について数々の提言を行って参りました。同時に、精神科医療に関わる主要6団体（国立精神医療施設長協議会、精神医学講座担当者会議、（公社）全国自治体病院協議会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）日本精神神経科診療所協会、（社）日本総合病院精神医学会）と協議し、精神科七者懇談会としても活動を行っております。

心理職の国家資格化については、精神科医療の重要事項であり最も喫緊の課題であるため、本学会は、平成17年に「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」に対する緊急見解を表明後、「心理技術職の国家資格化に関する委員会」を設置して、これまで検討を重ねて参りました。平成27年9月16日に公布された「公認心理師法」（法律第68号）は、関係各位の長年にわたるご議論とご尽力とによって成立したものであり、改めて、関係各位に衷心より御礼申し上げます。

これから制定が進む政省令その他の諸法令の内容とその実施に関して、同じく精神科医療の質向上の観点から、下記の通り、要望を申し上げる次第です。関係各位におかれましては、是非ともご検討下さるようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 これまでの大学、大学院のカリキュラム等を抜本的に見直すこと。
- 2 大学、大学院において、精神医学および医学一般についての講義、実習、医療現場研修を必修として、十分な時間数のカリキュラム等を保証すること。
- 3 今後心理職の活動が大いに期待される多職種協働、地域ケアなどの新しい視点を盛り込むこと。
- 4 大学卒業後、施設において業務に従事し実務経験を積んだことにより受験資格を得る場合は、その実務期間を2年として、カリキュラム等、指導者の資格等の施設基準を整備し、併せて予算措置を講ずること。
- 5 心理系諸学会、心理系諸団体等、既存の民間資格を取得した方々の受験資格については、移行期の経過措置として、講習会等におけるカリキュラム等の十分な体制を整備し、質を担保すること。
- 6 今後のカリキュラム等の作成作業に当たっては、本学会の考えを十分に反映していただきたく、国が審議会あるいは有識者会議のような検討のための会議を設置する際は、本学会が推薦する精神科医を委員として参加出来るようにしていただきたいこと。診療各科についても同様であること。
- 7 「一般財団法人 日本心理研修センター」が試験機関、登録機関の指定を受けるようにしていただきたいこと。

以上